

令和5年度第1回奈良県いじめ対策連絡協議会

- 1 日 時 令和5年8月3日(木)10時~11時30分
- 2 場 所 奈良県コンベンションセンター 会議室206
- 3 出席者【委員】10名
【事務局等】16名

4 議 事

- (1) 気づき見守りアプリの進捗状況について
- (2) いじめ防止対策の推進に必要な取組について
- (3) 奈良県教育委員会のいじめ防止等の取組

5 概 要

【会長】

本協議会の目的は、関係機関団体が連携を強化し、いじめ対策に取り組むことである。これまでに、学校現場で可能な取組及びそれを背後で支える対策について検討し、また各団体での取組について情報共有や意見交換を行ってきた。ここ数年は重大事態の分析をし、そこから洗い出された課題について対策を練り上げてきている。

議事1では、これまでも報告いただいていたA委員が取り組んでいる気づき見守りアプリについて、進捗状況や課題について報告いただく。議事2では、協議会での意見や昨年改訂された生徒指導提要进行を踏まえた、いじめ防止対策の推進に必要な取組の取りまとめについて協議する。議事3では、令和5年度の奈良県いじめ防止等に関する取組について教育委員会から報告していただく。

【事務局】〔資料1-1に基づいて説明〕

このアプリは、A委員の原案と本協議会での検討をもとに教育研究所において開発されたものであり、9月より県内全公立小学校、義務教育学校前期課程及び県立特別支援学校小学部の全校において活用する予定である。いじめの未然防止、早期発見、早期対応のためには、学校現場の先生方による子どもの日々の様子の変化への気づきが大切である。気づいた様子を迅速に情報共有し、学校全体で子どもたちを見守ることが重要である。さらに、学校で認知されたいじめ事象について所管の教育委員会と情報共有することで、より迅速で効果的な組織対応が可能になる。これまで先生方が各自でメモに残されていた情報は、対話を通じて初めて共有できるものだったが、情報を可視化して共有することにより、会議の時間短縮など働き方改革に繋がるのが期待できる。

入力画面は大きく分けて4つある。水準チェック、事案経過記録、それらの確認ボタン、管理職のみ入力可能な認知共有ボタンがある。教育委員会の画面には、管理職が学校としていじめを認知し共有された児童のみ表示され、閲覧することができる。まず水準チェックの登録ボタンをクリックする。いじめの疑いがある児童の3水準17項目の文章を一覧表にしたものがイラストで表示される。それぞれの水準以外にその他の項目に、17項目以外の児童の気になる変化を入力できる。児童名簿はe-netアカウントで紐づけられ、学校ごとに全児童名簿が登録されている。水準チェック一覧画面では登録の当日の児童の様子が一覧で表示され、データは随時蓄積されていく。一覧では、水準1は黄色、水準2は赤色、水準3は紫色で表示され、画面上では最新の入力情報が確認できる。

「水準・事案経過を確認」をクリックすると、登録された児童の一覧が表示され水準2や3がついた児

児童は、学校としていじめと認知されているかどうかを確認することができる。「水準チェックの認知・共有」ボタンをクリックすると、いじめとして認知するか否かを選択する画面になる。校内のいじめ対策委員会等で決定した内容を管理職により登録、確定する。この画面でいじめと認知された児童についてのみ教育委員会が閲覧可能となる。いじめとして認知した児童については、水準2が赤、水準3が紫色になるが、学校としていじめと認知しない児童は、水準2はピンク色、水準3は薄紫色に変換表示される。教育委員会では水準2は表示されず、水準3では、ヤングケアラーや児童虐待等、いじめ以外の要因の可能性もあるので、薄紫色に表示される。

「事案経過記録を登録」ボタンをクリックすると「当該児童について」「事案について」「今後の見通しについて」を文章で入力する形になる。個人情報に関係で人物については匿名での入力を推奨しているが、判断は各教育委員会に委ねている。事案経過記録を確認する画面では、一覧表示から入力時期、学年、事象等、項目を絞り込んで閲覧することができる。また、個人入力データとしても閲覧可能となっている。個人表示されることで、事象や対応について見やすくなっている。これまでに入力した児童生徒の記録も画面左から選択し表示することができる。アンケート、児童本人、保護者による訴えからいじめが発覚した時は、水準チェックのその他を選択し事案経過記録に聞き取った内容等を入力する。各教育委員会は、アプリにより学校と情報共有することで、必要に応じ校内いじめ対策委員会等に参加したり関係機関と連携したりしながら、事案の早期解決に向けて取り組むことができる。

【A委員】〔資料1-2に基づいて説明〕

これは当初、「いじめモニタリングアプリ」として構想をしていたものである。当初は、子どもたち本人や保護者からもアプリに入力できるように考えていた。それはシステムとして複雑になるので、教員のみが入力する形でスタートした。今は、全県で使用するので、システム管理上、保護者や子どもが入力するアプリは別にした方がいいと考えている。本日報告いただくアプリは、当初の原案より大きく改善されている点が2つある。

1つは、いじめ認知を校内共通の仕組みで判断できることである。これにより、学校ごとや自治体ごとの認知数のばらつきが小さくなっていくと予想できる。

2つ目は、「その他」に記入することにより、いじめだけでなく虐待やヤングケアラーなどの福祉的な課題をもつ子どもにも気づきやすくなっていることである。

運用面での課題を把握するために、一定の時点で、アンケートを実施する予定である。改善点、使用感の把握、さらに新任の先生もいじめに対応する効力感があるか検証をしたい。6月導入の学校と9月導入の学校の先生方の感想を比較検討したい。この調査は、科研の共同研究者であるN先生に実施していただく予定である。

8月6日に、県教育研究所の先生方に、日本生徒指導学会関西地区研究会で発表をしていただく。おそらく他の自治体からの問い合わせなどが増えるのではないかと思う。他府県と実践の交流ができると期待している。

【B委員】

素晴らしいアプリである。水準チェックの認知は、校長先生が行うので、いじめの認知が正しく行われるよう研修の場があれば良い。また、「アンケートや児童本人または保護者からの訴え」の中で、「新たに発覚した事案」がなぜ水準2になるのか。水準3の場合もあるのではないか。

【教育長】

おっしゃるとおりで、新たに発覚したものが、水準2とは限らないので、「水準2または3」に修正する。現状、校長がいじめと認知した児童についてのみ各教育委員会が閲覧できるが、B委員のご意見は、場合によっては水準3の児童についても各教育委員会が閲覧できた方が良いのではないかと、という意味もあったと思う。今後検討して

いきたい。

【B委員】

虐待問題やヤングケアラーなどの福祉面の観点でも対応できるということだが、どの項目が該当するのか。

【A委員】

その他の欄に自由記述できるので、そこから虐待やヤングケアラーについても把握できる。

【B委員】

この取組は、大阪府でもしているのか。

【A委員】

大阪府は、ベースとなる先生方のポータルが府内で統一されていないし、規模が大きすぎるので取り組んでいない。大阪府内のある市で、ネット依存への対応について研究したいとは考えている。

【教育長】

奈良県では、グーグルのアカウントを全教職員、生徒に配布している。転勤や転校の場合もそのままのアカウントが使用できる。これは全国的にも少ない。GIGAスクールの運営支援センターが、子どもたちの1人1台端末について支援し、その支援の一つとしてアプリ開発も行っている。

【B委員】

素晴らしい取組だ。アプリに入力するのは、教職員のみで、子ども自身が入力する形ではないのか。

【A委員】

現状では、教職員のみになっている。今後、別の形で検討していきたい。

【B委員】

科研費に関わり学会発表などあると思うが、各学校に確認はされてるのか。また、科研費と県の事業との兼ね合いは問題ないのか。この協議会の委員は、分担研究者ではなくA委員に助言をしているという捉えて良いか。

【A委員】

個人情報には表には出さず、システムの構築について発表する。6月導入の学校と9月導入の学校の先生にアンケートに回答いただき、比較したデータを出したいと考えている。今回は県教育委員会や企業の尽力で、科研費でのシステム開発費はかかっていない。

科研費は公共性のあるもので共同研究者以外にも様々な研究者等に協力していただいている。科研費は、そもそも税金なので、税金を使って研究し社会に還元している。研究者が科研費から経済的な利益を得ていないので、問題はないと思う。

【B委員】

6月導入の学校と9月導入の学校の比較について、大きな違いが出るのか。

【A委員】

このようなシステムは、使い始めの頃は不安や不信感もあったかと思うが、何か月か使ううちに有益な部分が見えてくると思う。逆に何か月使っても問題があれば修正しなければいけない。そういう率直なアンケート結果を共同研究者にまとめてもらい、フィードバックしていきたい。

【C委員】

管理職がいじめの認知をすることに関して、それぞれチェックをした上で認知をすることがどうか根拠を示すことが大事である。例えば水準3の「顔や体にあざがある」は、いじめか虐待か、「持ち物を壊された」も、いじめか家庭の状況か、本人の発達特性によるものか、というように様々な背景要因が考えられる。17の項目は、あくまでも事

象であり、それをアセスメントできるのが学校の先生方の専門性である。そこにスクールソーシャルワーカーやカウンセラーを活用することも学校の先生方の専門性と言える。

なぜいじめ事案として認知したのか、なぜしなかったのか記録しておくことが大切だ。このアプリ内に記録、アセスメントの項目を設けるのか、別に紙ベースで設けるのかは、また検討していただきたい。被害生徒、加害生徒、それぞれの保護者の思いを救っていくためにも学校として根拠を示す作業は欠かせない。その作業を怠ったために重大事態となる場合もある。

【会長】

いじめの初期認知はC委員がおっしゃった通りだ。いろいろな力動の中で、いじめではないと簡単に判断されてしまい、後で大事になることがよくある。

【D委員】

水準Ⅰは、ハードルが低く入力しやすい。先行事例ではどのぐらいの割合で入力されているか。

【事務局】

先行実施校に先日アンケートを実施したところなので正確なデータは持っていない。ただ、校長先生に感想を伺うと、水準Ⅰの事項は、今までなら気になりつつ通り過ぎがちだったが、この17項目が位置づけられたことにより、ここからいじめが始まる場合があるという意識付けになっているとのことだ。

【D委員】

水準Ⅰの入力の割合が高いというデータが出てくれば、逆に入力されていないのは、おかしいと先生方が気づいていただければと思った。

【会長】

第三者委員会等でいじめの重大事態の分析をしていると、最初の記録がないことがある。それはいじめの認知をしていないからである。最初からこのアプリを使って、子どもの状態をどう認知し、どう対応したか、その都度記録しておく、事態を分析しやすいし、いじめ防止にも繋がる。

【教育長】

保護者にとって不登校問題も大きな悩みなので、県教育委員会は6月から中学生対象の不登校支援スクールをスタートさせた。県PTA協議会にも協力いただいている。しかし、なかなか保護者からの相談が来ない。A委員の今後の研究として、いじめだけでなく不登校についても保険化したり相談できたりするシステム開発をしていただけると良い。

【E委員】

おっしゃるとおり、不登校も入れていただけるとありがたい。いじめや不登校について相談できるアプリなどのシステムがあれば良い。

【会長】

議事2に移る。これまで各委員からいじめ防止対策の推進に向けた取組について意見をいただき、まとめたものが資料2である。なお次の協議会では別の議題を検討していく必要があるので、今回で一区切りつけたい。資料2について、教育振興課(事務局)から説明をお願いします。

【事務局】〔資料2に基づいて説明〕

本協議会では、令和3年度からいじめの重大事態のアセスメントを行い、未然防止、早期発見、早期対応の3つの観点から、いじめ防止の推進に向けた取組について協議し、その取りまとめを行ってきた。資料2は、前回までの各委員からの意見を奈良県いじめ防止基本方針において、取組主体となっている学校、家庭、地域や関係機

関等の3つの取組主体ごとに整理し、未然防止、早期発見、早期対応の3つの観点から分類したものである。

前回の資料から2点変更した。1点目は、前回の協議会で項目ごとに整理できていないとご指摘があった点について、取組が未然防止か早期発見か家庭における取組か地域や関係機関における取組か、再度見直し整理した。2点目は、昨年12月に改訂された生徒指導提要の内容を踏まえ、文言追加修正を行った。今回の生徒指導提要の改訂のポイントの1つとして、アセスメントに基づくチーム支援が挙げられる。これを踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるアセスメントを踏まえた対応を強調した。例えば、1. 学校が実施する取組の(2)早期発見、イの3に、「教職員にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えて、いじめアンケート結果及びいじめ事案の検討会を行い気になる児童生徒を早期に見いだし適切な支援につなげる。」という文を入れた。また、1. 学校が実施する取組の(3)の早期対応、アの4に、「教員間やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと情報を整理共有し、丁寧なアセスメントを行い、多面的な視点から組織的な対応を検討し、実行する。アセスメントはBPSモデルに基づいた専門性の高いアセスメントであることが求められる。」という文を追加した。

4月に当職就任以来4か月経つが、いじめに関する報告は途切れることなく続いている。問題の重大さにその都度、認識を新たにするとともに、教育現場におけるご苦勞に頭の下がる思いをしている。ただ、重大事態化した事案を見ると初期対応のまずさが見られる。そのため初期対応におけるアセスメントの実施について、このように記載した。

県においては、子どもをいじめから守り抜く、いじめを絶対見逃さないことを強く決意し、今後、令和3年3月に策定した奈良県いじめ防止基本方針をより良いものに改定していきたい。その際に、この取りまとめを参考に改定内容を検討していきたい。

【B委員】

前回も言ったが、3. 地域や関係機関等における取組の(1)未然防止の3の「各臨床心理士の開業カウンセリングを受診する。」という文は、受診する段階なら未然防止ではないと思う。

【事務局】

ご指摘の通りで、受診するではなく、例えば受診できるような機関を案内するというように修正したい。

【B委員】

すぐに読めないなので、事前に資料を送付して欲しかった。前回、これを公表すると言っていたが、どうなるのか。また、意見があったらメールで伝えたら良いか。

【事務局】

現時点ではこの取りまとめを今後、方針改定に生かしていくという形にしたい。さらにご意見があれば、メール等で送っていただき、事務局で検討したい。

【C委員】

3. 地域や関係機関等における取組での学校と地域との立ち位置が、いずれまた基本方針を改定される時に文章化されると良い。その地域特性によって学校が果たす役割は違う。いじめの背景要因を探っていくと、家庭と地域との関係性が複雑に関わっている場合もある。学校と地域がしっかり繋がっていることが何よりも未然防止や早期発見に繋がる。そのことを文章として強調していただきたい。

3. 地域や関係機関等における取組の(1)未然防止の7で、「子どもの特性などについて詳しく客観的に把握し…」とあるが、それは誰が行う想定なのか。

未然防止、早期発見、早期対応の全てに関わって、被害生徒、加害生徒、両方の意見表明を保障し、アドボケイ

トする仕組みについての記載があると良い。

【教育長】

学校と地域との関係に関連して、国はコミュニティ・スクール、学校運営協議会を推進しているが、導入率は50%に達していない。だから、ここに学校運営協議会を推進するなども加えたらどうか。

【会長】

コミュニティ・スクールは地域によっても進展度合いが異なる。各市町村の実態に応じて進めていくことが良いのではないかと。さらに議論が必要だが、時間の都合上、議事 3 に移りたい。県教育委員会のいじめ防止等の主な取組についての報告をお願いします。

【事務局】〔資料3に基づいて説明〕

1つ目、いじめの早期発見、早期対応についての取組内容を説明する。取組は、マルチアンケートの実施と気づき見守りアプリの運用の2つである。

マルチアンケートは年度内に3種類のアンケートを実施している。まず、いじめに関するアンケートは、本年度5月11日を基準日として、県内全ての児童生徒を対象に実施した。新年度の新しい学級等で新たな人間関係形成が始まり1か月が経過したゴールデンウィーク明けにいじめが増える懸念があるため、この時期に実施している。小学校及び義務教育学校前期課程の中学年から高校生まで、タブレット等を用いGoogleフォームで回答し、低学年は質問紙への記述式で実施している。各校においては今年度4月からアンケート実施までの間でいじめられたことがあると回答した児童生徒及び周囲でいじめがあると回答した児童生徒への状況確認を行い、校内いじめ対策委員会等での検討をもとに即時対応している。現在アンケート集約を行っているため、次回の協議会で報告させていただく。

【事務局】

2つ目のところと生活等に関するアンケートは、奈良女子大学のI教授が関わる、なら思春期・不登校支援研究所により尺度開発されたアセスメントを活用し、児童生徒の心の状態を客観的なデータで捉えることで、教職員が児童生徒の置かれた状況に対する理解を深めるとともに、個々の児童生徒が抱えている課題の早期発見につなげ、必要に応じて適切な教育指導や支援を行うことに役立てることを目的として行っている。対象は県内全ての児童生徒で、令和5年9月前後と令和6年1月の年2回実施する予定である。なお令和5年度の小学校第1、2学年を対象とする調査については、今後の調査結果の分析方法等の参考とするための予備調査としたい。全39問で構成されており、心の状態を、生きる力、学校適応、心の不安定の3つの側面から捉えて、さらに、自己受容、友達関係、情緒面、身体面などの12の因子に分析し、細かく心の状態を把握するための設問がある。回答結果は、アセスメントツールによって分析され、レーダーチャートと数値となって表れ児童生徒の心の状態を多角的多面的に把握し、児童生徒が抱えている課題の早期発見、早期対応につなげていきたい。

【事務局】

3つ目の人権を確かめあうアンケートは、資料に記載している目的で令和3年度から実施している。県内の公立学校の児童生徒全てを対象に、12月11日の人権を確かめ合う日を基準日として実施している。回答はGoogleのフォームを活用しているが、無記名とし個人のアカウントは記録されないようにしている。昨年度は、いじめとを感じるようなことをされて嫌な気持ちになったこと、相手を嫌な気持ちにさせたこと、教職員からの言動に関すること、一人一人の違いを認め合うことについて質問をした。今年度も大幅な変更を行わず、概ね同様の内容での実施について検討しているところである。各学校の回答状況は、管理職の先生方には即時また随時閲覧可能となっている。各校の状況については、教職員で共通理解をした上で、適切な支援や指導につなげるようお願いして

いる。集計し、県で取りまとめた後は、結果を校長会や各研修会等で報告をするとともに、人権・地域教育課のホームページにも掲載をしている。またアンケートの結果を踏まえ、人権尊重の視点に立った学校づくりに役立つような教職員用啓発資料や児童生徒用指導資料の作成をしている。

【事務局】

気づき見守りアプリは先ほど説明したが、小学校、義務教育学校の前期課程、県立特別支援学校の小学部において、アプリとマルチアンケートをもとに、奈良県いじめ防止プラットフォームとして運営している。

2つ目の各種教育相談については、電話教育相談としてあすなろダイヤル、県立教育研究所における来所教育相談、メール相談として悩みならメール、SNS相談として、なら Cocoro ライン、県立教育研究所での居場所こまどりルームを設置して取組を行っている。

3つ目の教職員の対応力向上については、初任者研修講座、各校種研修講座、中堅教諭等資質向上研修講座の法定及び指定研修や、スキルアップのための希望研修等で、いじめ問題に関する研修を実施している。また、12月のいじめ防止強化月間に、いじめ問題に関する研修会の開催、各学校での校内研修、各市町村でのいじめ対策連絡協議会等の研修を行っている。

4つ目の専門家等による支援の実施については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談員の配置、派遣を行っている。今後も配置時間等の拡充に向けて取り組んでいきたい。

5つ目の緊急いじめ対応等学校支援事業は、奈良県スクールカウンセリングカウンセラー派遣事業として、学校では対応が困難な事象等の対応について各分野のエキスパートを各学校等へ派遣し、ケース会議等での助言を行っている。また指導主事や生徒指導支援アドバイザーも対応している。

最後に、県教育委員会では令和3年度より毎月12月をいじめ防止強化月間として、いじめ問題に集中的に取り組んでいる。今年度、いじめ問題に関する研修会として生徒指導提要改訂の副座長を務められた関西外国語大学の新井肇教授に生徒指導提要の改訂といじめ問題について講演していただく予定である。

各校での取組については資料の通りで教育委員会と学校が一丸となって、いじめの起こらない学校環境づくり、いじめの早期解決、いじめ問題についての啓発活動等を集中的に取り組み、児童生徒が安全で安心できる魅力ある学校づくりに取り組んでいきたい。

【B委員】

こころと生活等に関するアンケートは、全国的に認められたアンケートなのか。また、しっかり検証、研鑽されているものか。

【事務局】

奈良県独自のアンケートで、予備調査も踏まえた上で、数年かけて作られている。しっかり検証等された調査と理解している。

【B委員】

人権を確かめ合うアンケートも奈良県が作ったのか。また、いじめに関するアンケートと内容的に重なったり、子どもの負担になったりしていないか。

【教育長】

どちらも県で作成した。5月に実施しているいじめに関するアンケートはいじめに関してのみの内容である。人権を確かめ合うアンケートは、時期も異なり12月に行う。こちらは、子どもが教員の言動に対してどう思ってるか、いじめられて嫌な気持ちになったか、だけでなく、相手を嫌な気持ちにさせたかということも質問している。無記名で、アカウント回収もしない。なぜ、相手を嫌な気持ちにさせたのかという問いに、多くの児童は相手も悪いと答えてい

る。そのようなことをホームルームで展開するなどして、嫌なことをした子どもされた子ども含めてみんなで人権を確かめ合うことをコンセプトにしている。

【B委員】

教職員の言動について子どもが回答する際に、担任の視線等が気にならないのか。

【事務局】

質問紙でなくフォームで回答するので、問題ないかと思う。

【B委員】

12月4日に開催されるいじめの問題に関する研修会は、県立高等学校生徒転落事象が起こったから設定されていると思うが、一般参加しやすい休日に実施されたらどうかと思った。

【F委員】

いじめに関するアンケート、こころと生活等に関するアンケートは、実施対象が県内全ての児童生徒になっている。ということは、私学の小学校、中学校、高校も含まれているのか。

【事務局】

実施を希望するか事前に学校に問い合わせている。参加を希望された学校については、国立、私立についても参加してもらっている。

【会長】

アンケートに参加しない私学もあるのか。

【事務局】

こころと生活等に関するアンケートの第1回目は、9月実施なので、現在参加の確認をしているところである。

【G委員】

いじめに関するアンケートは、小学校1、2年生は質問紙で、3年生以上はフォームで実施、こころと生活等のアンケートと人権を確かめアンケートは、全ての学年がフォームで実施とのことで、1、2年生でもフォームで回答が可能なら、いじめのアンケートもフォームで回答できないものか。

【事務局】

こころと生活等のアンケートは、小学校第3学年以上はフォームによる回答、小学校第1、2学年は今年度予備調査として、回答方法も含め検討しているところである。

【事務局】

人権を確かめ合うアンケートは、先生の指導や支援のもと、多くはフォームで回答をいただいているが、難しい場合は適宜対応している。

【会長】

緊急いじめ対応等学校支援事業は私立学校も対象になっているのか。

【事務局】

基本的には公立学校を対象にしている。

【会長】

私立学校でもいろいろな事象が起こっているため、対象にする検討はできないか。

【教育長】

できれば私立学校も参加可能となるように検討していきたい。

【A委員】

3 番目の教職員の対応力向上の作成資料のいじめ早期発見早期対応マニュアルに含まれるかもしれないが、この度県教育研究所が作成されたいじめ認知対応フローチャートも大事な資料になる。気づき見守りアプリがなかったとしても、あのフローチャートを共通理解して実施するだけでも、いじめ予防になる。

【C委員】

4 の専門家等による支援の実施のところで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーそれぞれいじめに関わってどのような支援ができるのか、もう少し具体的な文言があった方が良い。例えばカウンセラーは、いじめに関わる児童生徒の心のケアや予防的な支援にも取り組まれている。スクールソーシャルワーカーも同様に未然防止に関わる取組で気になる児童の早期アセスメントや学校アセスメントをすることができる。児童の課題解決に向けた助言に加え、早期の学級、学校全体に関わる助言という文言があるとわかりやすい。緊急いじめ対応等学校支援事業には、社会福祉士という文言も入れていただきたい。

【会長】

4 の専門家等による支援の実施のところで、スクールカウンセラーも個別アセスメントや学級アセスメントも行っている。

では、本日の協議をまとめる。気づき見守りアプリには県独自の取組として高い評価をいただいた。運用上の課題もいくつかご指摘いただいた。まず校長先生の認知に関して、いじめではないと判断した根拠を示すことが大事だということである。また、A委員の今後の研究の中に、不登校も含めて欲しいという建設的な意見もいただいた。

議事 2 について、他にも意見があれば事務局まで伝えていただきたいが、議論については今回で一旦まとめさせていただきます。

議事 3 について、アンケート等について、細かく見ていただいた。次回の協議会で、アンケート結果等を報告していただく予定である。

以上